



# 宮 崎 県 公 報

平成29年9月21日 (木曜日) 第 2931 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

告 示	頁
○ふ化業者の登録…………… (畜産振興課) 1	
訓 令	

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (行政経営課) 1	
公 告	
○地価調査に係る基準地の標準価格…………… (中調・地城課) 6	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 6	
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示…………… 6	

## 告 示

### 宮崎県告示第 537号

養鶏振興法 (昭和35年法律第49号) 第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成29年9月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 業 者		ふ 化 場	
		名 称	住 所	名 称	住 所
宮崎 29-2 号	平成29年 8月21日	ティケイ ・エビス 株式会社	北諸県郡 三股町大 字宮村 3 14番地	ティケイ ・エビス 株式会社	北諸県郡 三股町大 字宮村 3 14番地

## 訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成29年9月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 訓令第7号

本 庁  
各出先機関

### 宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程 (昭和40年訓令第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第3 (その1) (第4条関係)						別表第3 (その1) (第4条関係)					
本庁各課特定専決事項						本庁各課特定専決事項					
課	副	部	次長特定専	課長特定専決事項	課長補佐	課	副	部	次長特定専	課長特定専決事項	課長補佐
	知	長	決事項		特定専決		知	長	決事項		特定専決
	事	特			事項		事	特			事項
	専	定					専	定			
	決	専					決	専			
	事	決					事	決			
	項	事					項	事			
	項	項					項	項			
[略]						[略]					
消防				1~3 [略]		消防				1~3 [略]	
保安				4 高圧ガス保安法		保安				4 高圧ガス保安法	
課				(昭和26年法律第		課				(昭和26年法律第	
				204号) による次						204号) による次	

	<p>の事務                  (1)～(5) [略]                  (6) <u>第20条の4</u>  <u>の規定による販</u>  <u>売事業の届出に</u>  <u>関すること。</u>                  (7) [略]                  (8) <u>第26条第1</u>  <u>項の規定による</u>  <u>危害予防規程の</u>  <u>届出に関するこ</u>  <u>と。</u>                  (9)～(12) [略]                  5 [略]                  6 液化石油ガスの                  保安の確保及び取                  引の適正化に関す                  る法律 (昭和42年                  法律第 149号) に                  よる次の事務                  (1) [略]</p>		<p>の事務                  (1)～(5) [略]                    (6) [略]                    (7)～(10) [略]                  5 [略]                  6 液化石油ガスの                  保安の確保及び取                  引の適正化に関す                  る法律 (昭和42年                  法律第 149号) に                  よる次の事務                  (1) [略]                  (2) <u>第29条第1</u>  <u>項の規定による</u>  <u>保安機関の認定</u>  <u>に関すること。</u>                  (3) <u>第32条第1</u>  <u>項の規定による</u>  <u>保安機関の認定</u>  <u>の更新に関する</u>  <u>こと。</u>                  (4) <u>第33条第1</u>  <u>項の規定による</u>  <u>一般消費者等の</u>  <u>数の増加の認可</u>  <u>に関すること。</u>                  (5) <u>第35条第1</u>  <u>項の規定による</u>  <u>保安業務規程の</u>  <u>認可又は変更の</u>  <u>認可に関するこ</u>  <u>と。</u>                  (6) <u>第35条の6</u>  <u>第1項の規定に</u>  <u>よる販売事業者</u>  <u>に係る認定に関</u>  <u>すること。</u>                  (7) <u>第36条第1</u>  <u>項の規定による</u>  <u>貯蔵施設又は特</u>  <u>定供給設備の設</u>  <u>置の許可に関す</u>  <u>ること。</u>                  (8) <u>第37条の2</u>  <u>第1項の規定に</u></p>
--	--	--	---



別表第 5 (第 5 条関係)

出先機関の長特定専決事項

[略]

西臼杵支庁

1～5 [略]

6 国土交通省所管国有財産 (法定外公共用財産に限る。) に係る次の事務

(1) 用途廃止 (用途変更を含む。)、寄附採納、交換その他の管理及び処分に関すること。

(2) 土地改良法による次の事務

ア 第 5 条第 6 項の規定による国有地編入の承認に関すること。

イ 第 48 条第 9 項において準用する第 5 条第 6 項の規定による国有地編入の承認に関すること。

ウ 第 84 条において準用する第 5 条第 6 項の規定による国有地編入の承認に関すること。

エ 第 85 条第 5 項において準用する第 5 条第 6 項の規定による国有地編入の承認に関すること。

オ 第 85 条の 2 第 5 項において準用する第 5 条第 6 項の規定による国有地編入の承認に関すること。

カ 第 87 条の 2 第 10 項において準用する第 5 条第 6 項の規定による国有地編入の承認に関すること。

キ 第 87 条の 3 第 6 項において準用する第 5 条第 6 項の規定による国有地編入の承認に関すること。

ク 第 96 条の 2 第 5 項において準用する第 5 条第 6 項の規定による国有地編入の承認に関すること。

ケ 第 96 条の 3 第 5 項において準用する第 48 条第 9 項において準用する第 5 条第 6 項の規定による国有地編入の承認に関すること。

(3) 土地改良法施行規則 (昭和 24 年農林省令 75 号) による次の事務

ア 第 69 条第 4 号の規定による国有地編入の承認に関すること。

イ 第 75 条の 2 の 2 第 5 号において準用する第 69 条第 4 号の規定による国有地編入の承認に関すること。

(4) 土地区画整理法による次の事務

ア 第 7 条の規定による国有地編入の承認に関すること。

イ 第 17 条において準用する第 7 条の規定による国有地編入の承認に関すること。

(5) 都市計画法第 32 条第 1 項の規定による同意に関すること。

(6) 新住宅市街地開発法 (昭和 38 年法律第 134 号) 第 26 条の規定による協議に関すること。

7・8 [略]

9 砂利採取法第 34 条第 4 項の規定による証明書の交付に関すること。

10～12 [略]

13 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 5 条第 5 項 (第 21 条第 2 項及び第 28 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による証明書の交付に関すること。

別表第 5 (第 5 条関係)

出先機関の長特定専決事項

[略]

西臼杵支庁

1～5 [略]

6 国土交通省所管国有財産 (法定外公共用財産に限る。) に係る用途廃止 (用途変更を含む。)、寄附採納、交換その他の管理及び処分に関すること。

7・8 [略]

9 砂利採取法第 34 条第 5 項の規定による証明書の交付に関すること。

10～12 [略]

13 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 5 条第 5 項 (第 22 条第 2 項及び第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による証明書の交付に関すること。

<p>14 [略] [略] 農林振興局 1～3 [略] 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条第2項において準用する第5条第5項の規定による証明書の交付に関すること。 [略] 土木事務所 1・2 [略] 3 国土交通省所管国有財産（法定外公共用財産に限る。）に係る<u>次の事務</u></p> <p>(1) <u>用途廃止（用途変更を含む。）</u>、<u>寄附採納</u>、<u>交換その他の管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(2) <u>土地改良法による次の事務</u></p> <p>ア <u>第5条第6項の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>イ <u>第48条第9項において準用する第5条第6項の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>ウ <u>第84条において準用する第5条第6項の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>エ <u>第85条第5項において準用する第5条第6項の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>オ <u>第85条の2第5項において準用する第5条第6項の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>カ <u>第87条の2第10項において準用する第5条第6項の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>キ <u>第87条の3第6項において準用する第5条第6項の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>ク <u>第96条の2第5項において準用する第5条第6項の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>ケ <u>第96条の3第5項において準用する第48条第9項において準用する第5条第6項の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>(3) <u>土地改良法施行規則による次の事務</u></p> <p>ア <u>第69条第4号の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>イ <u>第75条の2の2第5号において準用する第69条第4号の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>(4) <u>土地区画整理法による次の事務</u></p> <p>ア <u>第7条の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>イ <u>第17条において準用する第7条の規定による国有地編入の承認に関すること。</u></p> <p>(5) <u>都市計画法第32条第1項の規定による同意に関すること。</u></p> <p>(6) <u>新住宅市街地開発法第26条の規定による協議に関すること。</u></p> <p>4～7 [略] 8 砂利採取法第34条第4項の規定による証明書の交付に関すること。 9 港湾法による次の事務（<u>串間土木事務所に限る。</u>） (1) [略]</p>	<p>14 [略] [略] 農林振興局 1～3 [略] 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第30条第2項において準用する第5条第5項の規定による証明書の交付に関すること。 [略] 土木事務所 1・2 [略] 3 国土交通省所管国有財産（法定外公共用財産に限る。）に係る<u>用途廃止（用途変更を含む。）</u>、<u>寄附採納</u>、<u>交換その他の管理及び処分に関すること。</u></p> <p>4～7 [略] 8 砂利採取法第34条第5項の規定による証明書の交付に関すること。 9 港湾法による次の事務（<u>串間土木事務所に限る。</u>） (1) [略]</p>
--	---

<p>(2) 第56条の5第2項の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>10～13 [略]</p> <p>14 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第5項（第21条第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>15 [略]</p> <p>港湾事務所</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 砂利採取法第34条第4項の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>4 港湾法による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第56条の5第2項の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(2) 第56条の5第4項の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>10～13 [略]</p> <p>14 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第5項（第22条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>15 [略]</p> <p>港湾事務所</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 砂利採取法第34条第5項の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>4 港湾法による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第56条の5第4項の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>5 [略]</p>
---	---

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

国土利用計画法施行令（昭和49年政令第 387号）第9条第1項の規定により、平成29年7月1日における基準地の単位面積当たりの標準価格を別冊のとおり判定した。

平成29年9月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、延岡市長から次のとおり通知があった。

平成29年9月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量  
（デジタル撮影（地図情報レベル1000）8.88km<sup>2</sup>  
数値図化（地図情報レベル1000）0.97km<sup>2</sup>  
仮BM設置測量（3級水準測量）7.5km 4点）
- 2 作業地域  
沖田地区（延岡市小野町外）
- 3 作業期間  
平成29年8月30日から平成30年2月28日まで

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 145号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成29年9月21日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

（定義）

- 1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類（あゆを含む。）の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚（以下、「落箕」という。）とにより構成されるものをいう。  
（漁場及び統数制限）
- 2 内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業（以下「あゆやな漁業」という。）を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で各1統とする。  
ア 延岡市大貫町 大貫地先  
イ 延岡市北方町 川水流地先  
（資源保護の措置）
- 3 五ヶ瀬川水系のあゆ資源保護のため、落箕に隙間を設けること等により、漁獲圧の抑制に努めなければならない。  
（行使内容の事前届出）
- 4 漁業権者は、操業開始日の5日前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に届出なければならない。  
（操業期間）
- 5 あゆやな漁業の操業期間は、平成29年10月1日から平成29年11月30日までの間の延べ45日以内とする。  
（採捕管理義務）
- 6 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を確認し、採捕があった場合は、採捕があった日の翌日までに採捕実績を委員会に報告しなければならない。なお、採捕がない場合であっても、少なくとも10日ごとに確認状況を報告しなければならない。また、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。  
（増殖義務）
- 7 漁業権者は、別途指示する第5種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。  
なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから10グラムとする。
- 8 漁業権者は、平成30年6月30日までに本指示に基づくあゆの放

流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

(指示の有効期間)

9 この指示の有効期間は、平成29年9月21日から平成30年6月30日までとする。

--	--